

計画通り→ A  
 ほぼ計画通り（若干の変更あり又は部分的に実施→ B  
 未達成（未着手）→ C

拡充→ a  
 現状のまま継続→ b  
 改善して継続→ c  
 縮小→ d  
 休止・廃止→ e

施策 目標	推進 方策名	年 度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
① 水質 管理 の 強 化	1) 水安 全計画の 策定及び 運用	R1	①水安全計画策定（令和2年3月）	A	策定した水安全計画のとおり運用されたか検証し必要に応じ改定する。	b	
		R2	管理基準逸脱事象（残塩低下、残塩超過、濁水発生が8件発生し、放水作業等計画に沿った対応措置を行った。	A	今後の運用を通し問題点を整理、適切な時期に検証を行う。	b	
		R3	残塩低下が6件発生、安全計画に沿い適切に対応した。	A	3年間の運用実績について問題点を整理し、必要に応じ改定する。	b	
	2) 水質 に関する 情報公開 の継続	R1	翌年度の計画をHPに公表、毎月の水質結果をHPで公表。	A	水質検査計画及び水質検査結果は水道法施行規則第17条の2の規定に基づき引き続きHPで情報公開します。	b	
		R2	同上	A	同上	b	
		R3	同上	A	同上	b	
	3) 残留 塩素濃度 の適正化	R1	R1年4月より津堅島向け平敷屋配水池追塩装置の運用開始、結果津堅配水池残留塩素は適正值内で安定している。他の島しょ地域は適正值内の塩素濃度のため追塩装置の必要性無し。その他地域も残留塩素濃度低下は見られません。	A	津堅配水池の残留塩素を監視し、適正運用を行う。その他島しょ地域は残留塩素濃度を監視し、追塩装置導入について検討する。その他配水管末水質が悪化している場合は、ブロック境界を移動する等安定した残留塩素の確保に努める。	A	
		R2	津堅配水池の残留塩素濃度は安定している。伊計島などで残留塩素濃度が低下（新型コロナの影響による水需要の低下）があり、放水等の対策を行った。	A	追塩装置の適切な運用を行う。島しょ地域の残留塩素濃度対策として、桃原ポンプ場の更新時に追塩装置の導入予定。その他観光業関係の水需要が減少したことで他の場所で塩素濃度の低下がみられたので引き続き注視していく。	b	
		R3	平敷屋配水池追塩装置は適切な運用が出来ている。その他島しょ地域で残留塩素の低下があり放水等の対応を行った。高原配水池の計画水位を下げて塩素濃度の低下を防ぐことにした。	A	桃原ポンプ場更新時（令和4年度実施予定）に追塩装置を導入するか検討する。観光客減による水需要の減少に伴い、想定した地域以外での塩素濃度の低下が確認されているため、残留塩素確保に向けた取組を実施する。	b	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
② 給水装置及び貯水槽施設の適正管理の推進	4) 給水装置及び貯水槽水道に対する広報活動などの強化	R1	「水だより」に掲載、ホームページには継続的に掲載。	B	広報活動の継続、令和2年度は水道検針員と調整し、チラシ配布に向けた予算化に取り組む。	b	
		R2	「水だより」に掲載。ホームページへ貯水槽の維持管理についてを掲載。また不動産業者向け周知方法の検討。	B	広報活動の継続、不動産業者向けの周知方法の検討及び実施に向け取り組む。	b	
		R3	「水だより」に注意点や、清掃業者等も追加して継続掲載。共同住宅管理を行う不動産業へ、「貯水タンクの維持管理について」送付済み。各戸検針の周知文書へ同封した。	A	内容を工夫し、わかりやすく効果的な広報活動を継続する。また共同住宅管理者へチラシ配布等周知方法を検討し実施に取り組む。	b	
	5) 指定給水装置工事事業者の指導・育成	R1	4月・10月に管工事組合と意見交換実施。水道法改正に伴う市給水条例、規程等改正した。	A	管工事組合と引き続き意見交換会を行っていく。また、指定更新制実施に向け取り組んでいく。	b	
		R2	新型コロナの影響により管工事組合との意見交換会は中止し、資料配布と組合からの要望等への回答で意見交換を行う。指定給水装置工事事業者研修会は、コロナウィルスの影響で次年度へ延期。指定給水装置工事事業者の更新制について、登録業者へ文書を送付した。	B	管工事組合との意見交換などは今後の社会状況を踏まえ研修方法等検討し、組合との意見交換・研修を進める。指定給水装置工事事業者研修会の開催を令和3年度向け沖縄県支部中部ブロックと調整する。指定更新制実施に向け、集中する事務の平準化の検討を行う。	b	
		R3	意見交換会はコロナの影響で文書にて質疑応答を行った。指定給水装置工事事業者研修会は今年度もコロナウィルスの影響で開催できず、令和4年度へ延期となった。また、指定給水装置工事事業者の登録台帳と登録申請書の全件照合を行った。	B	開催方法や研修方法を検討し、管工事組合との連携を深めていきます。また、指定給水装置工事事業者研修会の次年度開催へ向け、沖縄県支部中部ブロックとの調整を進めます。指定給水装置工事事業者の更新制に向け、事務の平準化分散化に取り組めます。	b	